

学校法人日本医科大学公的研究費不正防止計画

平成27年12月9日策定

平成30年 6月1日改定

平成31年 4月1日改定

統括管理責任者

学校法人日本医科大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」※の第3節に基づき、公的研究費の不正の発生につながると想定される要因(リスク)を明らかにし、それらに対応する不正防止計画を以下のとおり定める。なお、以下の2. ①から⑥までの項目は、当該ガイドラインの第1節から第6節に対応する。

本法人が設置する日本医科大学及び日本獣医生命科学大学においては、大学管理責任者(学長)の下、この不正防止計画の具体策を策定し、実施する。

また、この不正防止計画は、不正発生につながる新たな要因(リスク)の出現及び不正防止計画の実施状況の点検・評価に応じて、定期的に見直しを図り、必要に応じて改定する。

1. 責任体制(学校法人日本医科大学公的研究費管理規程第4条第1項)

① 最高管理責任者:理事長

(本法人における公的研究費の運営・管理について最終的責任を負う。)

② 統括管理責任者:公的研究費管理担当理事

(最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について法人全体を統括する実質的な責任及び権限を持つ。)

③ 大学管理責任者:日本医科大学学長、日本獣医生命科学大学学長

(大学における公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する責任及び権限を持つ。)

④ 大学統括管理責任者:学長が指名する者

[日本医科大学大学院医学研究科長、日本獣医生命科学大学大学院獣医生命科学研究科長]

(大学管理責任者を補佐し、大学の公的研究費の運営・管理について実質的な責任及び権限を持つ。)

⑤ コンプライアンス推進責任者:学長が指名する者

[日本医科大学医学部長、日本獣医生命科学大学獣医学部長・応用生命科学部長]

(大学統括管理責任者の指示の下、自己の管理監督又は指導する部署等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任及び権限を持つ。)

⑥ 事務責任者:日本医科大学事務局長、日本獣医生命科学大学事務局長

(コンプライアンス推進責任者を補佐する。)

2. 不正発生につながる要因(リスク)とそれに対応するための不正防止計画

① 責任体系の明確化

| 不正発生につながる要因(リスク) | 不正防止計画 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者の責任・権限の認識が不足し、責任の範囲等が曖昧になりやすいこと。 ・時間経過に伴い責任意識が低下すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人日本医科大学公的研究費管理規程に定める各管理責任者が行う報告制度(最終的に最高管理責任者(理事長)に連なる報告制度)を活用し、責任・権限の意識の保持を図るとともに、責任体系を内外に明確に示す。 ・各責任者の異動にあたっては、引継ぎを明確に行い、公的研究費に関する責任体制を理解させ、責任・権限を自覚させる。また、引継ぎは、当事者間だけでなく、事務責任者等事務部門がサポートし、意識づけを行う。 |

② 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

| 不正発生につながる要因(リスク) | 不正防止計画 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の事務処理手続きに関する理解が不足していること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学が作成している公的研究費(直接経費)取扱要領の内容を毎年見直し、各研究者に改訂版を配付するとともに、定期的に説明会を開催し、事務処理手続きの理解向上を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄であること。 ・公的研究費が税金により賄われているという意識が欠如している、または希薄なこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学が定めている行動規範の周知徹底を図り、研究全般に対するコンプライアンス意識の向上を図る。 ・大学で毎年度定期的に説明会を開催し、公的研究費の原資が国民の税金であることを説明し、認識させる。また、公的研究費が税金を原資としていることを理解した上、公的研究費の不正を行わない旨等を記載した誓約書を、適宜、研究者から提出させ、継続的な意識づけを行う。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費(直接経費)取扱要領と実際の運用との乖離が看過されること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング等に際し、例外処理の状況等のチェックを含め、取扱要領と運用との乖離の有無を注意深くチェックする。 ・乖離が見られる場合は早急に原因を分析し、具体的な指導や対策を行う。 |

③ 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 不正発生につながる要因(リスク) | 不正防止計画 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画の策定・実施後に新たな不正要因が発生すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不正発生の要因を固定化せず、毎年度見直しを図る。両大学のその時々状況に即した具体的な要因を把握し、不正防止計画に反映させる。 |

④ 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生につながる要因(リスク) | 不正防止計画 |
|--|--|
| ・予算執行計画・予算執行管理に対する意識が希薄なこと。その結果、年度末に集中的な予算執行が行われること。 | ・大学で毎年度定期的に説明会を開催し、予算の計画的執行について注意喚起する。また、ある一定時点(上半期終了時等)における各研究者の予算執行状況を事務で把握し、研究者に執行状況をフィードバックし、年度末の集中的な予算執行の回避を促す。 |
| ・発注段階で財源が不特定であること。 | ・発注の目的をはっきりさせ、支出財源(公的研究費、大学教育研究費等)を特定した上で発注を行うことを説明会等で指導・徹底する。 |
| ・同一研究者における同一業者、同一品目の多頻度取引や、特定の業者への発注の偏りなど、研究者と取引業者との癒着が生じやすい状況にあること。 | ・取引業者の選定理由等について研究者に明確な説明を求めるとともに、取引状況等について注視する。 ・取引業者に対して、不正行為に関与しないこと、研究者から不正な行為の依頼を受けたときは直ちに通報すること、監査等の調査に協力すること、不正行為に関与した場合は取引停止となること等を周知徹底し、当該趣旨にかなう誓約書の提出を求める。 |
| ・納入物品等の検収が不徹底であること。特に、特殊な役務に関する検収が手薄であること。 | ・現在実施している各所属の検収担当者の検収を、引き続き徹底して行う。 ・特殊な役務については、関係分野の知識を有する者に協力を求めて検収する。 |
| ・旅費支払いに係る旅行の事実確認が不十分であること。 | ・出張許可書、出張報告書、鉄道運賃等の領収書、航空機搭乗券の半券、宿泊先の領収書等、旅行の目的と事実を証明する書類の提出を徹底する。必要に応じて照会等を行う。 |
| ・謝金又は賃金の支払対象となる勤務に関して、勤務時間の管理・把握が不十分であること。 | ・勤務実績を確認するための方法(タイムカードの導入、勤務者自筆の出務簿の作成等)を取り入れる。必要に応じて支払い対象者に事実確認をする。 |
| ・公的研究費の研究課題と直接関係のない物品や換金性の高い物品(パソコン等のデジタル機器)等が購入されること。 | ・発注及び納品検収の際に、疑義が生じた物品について、研究者に購入目的の説明を求めるなどして、研究課題との関係や用途・使用場所等を明らかにさせる。 |

⑤ 情報発信・共有化の推進

| 不正発生につながる要因(リスク) | 不正防止計画 |
|------------------------|---|
| ・通報窓口及び相談窓口について知らないこと。 | ・通報窓口・相談窓口の案内について、ホームページには常時、広報誌には随時掲載することにより、職員への浸透を図る。 ・説明会等において、研究者及び取引業者に対して、通報窓口・相談窓口の存在について周知する。 |

⑥ モニタリングの充実

| 不正発生につながる要因(リスク) | 不正防止計画 |
|--|--|
| <p>・不正発生のリスク除去・軽減に結びつかない、形式的、形骸化したモニタリングが行われること。</p> | <p>・両大学において、日常的にモニタリングを実施し、不正の可能性を最小にする。</p> <p>・監査室は、内部監査(リスクアプローチ監査)において、大学が行うモニタリングが機能しているか否かを確認・検証し、不正発生のリスクを軽減するため、助言又は提言を行う。</p> |

3. その他

- ① 不正防止計画推進委員会(学校法人日本医科大学公的研究費管理規程第13条第1項)は、各管理責任者及び監査室等と連携して、不正防止計画の進捗状況を確認・検証するとともに、不正防止計画の着実な実施及び必要な見直し等について具体的に提言し、適宜対策を講ずる。
- ② この公的研究費不正防止計画の策定をもって、「学校法人日本医科大学における公的研究費不正防止計画(平成21年12月1日制定、平成22年3月1日改正)」は廃止する。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日制定、平成26年2月18日改定、文部科学大臣決定)